平成２９年（フ）第４５３号
千葉県市原市山木1176番地　ハイツ白船103
債務者　小松　忠雄
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４６７号
千葉市中央区大巌寺町455番地２　グラン・シャリオ204号
債務者　吉岡　英樹
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５１５号
千葉県市原市飯沼78番地　３号
債務者　小川　松義
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５１６号
千葉県八千代市大和田261番地９
債務者　榎澤　明美
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４９号
新潟市東区太平２丁目24番地10、前住所新潟市西区小針上山９番９号　グランエグゼ210
債務者　山際　　拓
1　決定年月日時　平成29年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５８号
新潟市南区七軒569番地１　メゾン・ド・シャンブル101号室、前住所新潟市南区堀掛309番地１（旧住所）新潟市東区もえぎ野３－５－16　プリムローズ101
債務者　佐藤　隼起
1　決定年月日時　平成29年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８１号
新潟市西蒲区前田69番地２、前住所新潟市西蒲区前田23番地１
債務者　有坂　一弘
1　決定年月日時　平成29年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５０号
山梨県韮崎市旭町上條南割300番地１　県営住宅旭団地１棟105号
債務者　笹本　和子
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６９号
長野県松本市横田３丁目６番７号
債務者　一柳　充孝
1　決定年月日時　平成29年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第９７号
長野県塩尻市大字大門69番地６　白木コーポ３Ｃ
債務者　吉田　奈美
1　決定年月日時　平成29年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第３７号
長野県下伊那郡高森町山吹5008番地
債務者　小平　陽子
1　決定年月日時　平成29年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第１４０号
岐阜市柳津町東塚３丁目11番地１　（コーポ柳津　203号室）
債務者　村瀬　眞澄
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２０号
岐阜県可児市愛岐ケ丘３丁目114番地、前住所三重県桑名市川口町15番地　コーポパーシモン502号
債務者　伊藤　弥生（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成29年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第１７号
静岡県富士宮市穂波町12番地の16、前住所福岡県福岡市南区大楠１丁目30番28―603号
債務者　佐野めぐみ（旧姓一樂）
1　決定年月日時　平成29年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第２４号
静岡県下田市一丁目５番２号　原方　２Ｆ
債務者　鈴木　豊巳
1　決定年月日時　平成29年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２９年（フ）第４３号
三重県伊賀市上野丸之内50―10　濱方、住民票上の住所奈良県桜井市大字外山1660番地
債務者　森　　恵美
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
津地方裁判所伊賀支部